注６　(2)の引込端子の数は、第133条第２項及び第３項の規定により算出した数を記載すること。
［注７～注41　略］
［２～４　略］
別紙２の２
１　有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備に関する事項
［表略］
［注１～注５　略］
注６　(2)の引込端子の数は、第133条第２項及び第３項の規定により算出した数を記載すること。
［注７～注40　略］
［２～４　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部改正）

第二条　基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～二十　略］ 二十一　特定議決権保有関係　一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十四号イに規定する特別の関係にある者が地上基幹放送の業務を行う者の議決権の十分の一を超え三分の一以下の議決権を有する場合における当該一の者と当該地上基幹放送の業務を行う者の関係をいう。 ［二十二～三十八　略］ （特定役員の定義） **第三条**　法第二条第三十三号の総務省令で定める者は、業務執行役員及び業務執行決定役員とする。 ２　前項の規定にかかわらず、法第二条第三十三号の法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行う者であり、かつ、当該法人又は団体の業務執行決定役員であって業務執行役員でない者の数の当該法人又は団体の業務執行決定役員の総数に占める割合が三分の一を超えない場合における当該業務に係る同号の総務省令で定める者は、業務執行役員とする。 （特別の関係） **第四条**　法第二条第三十四号イの総務省令で定める特別の関係は、次のいずれかに該当する関係とする。 ［一・二　略］ ［２　略］	（定義） **第二条**　［同上］ ［一～二十　同上］ 二十一　特定議決権保有関係　一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十二号イに規定する特別の関係にある者が地上基幹放送の業務を行う者の議決権の十分の一を超え三分の一以下の議決権を有する場合における当該一の者と当該地上基幹放送の業務を行う者の関係をいう。 ［二十二～三十八　同上］ （特定役員の定義） **第三条**　法第二条第三十一号の総務省令で定める者は、業務執行役員及び業務執行決定役員とする。 ２　前項の規定にかかわらず、法第二条第三十一号の法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行う者であり、かつ、当該法人又は団体の業務執行決定役員であって業務執行役員でない者の数の当該法人又は団体の業務執行決定役員の総数に占める割合が三分の一を超えない場合における当該業務に係る同号の総務省令で定める者は、業務執行役員とする。 （特別の関係） **第四条**　法第二条第三十二号イの総務省令で定める特別の関係は、次のいずれかに該当する関係とする。 ［一・二　同上］ ［２　同上］